

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員が委嘱又は任命された時の要件を欠くに至ったときは、その委員は失職するものとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱又は任命された時の要件を欠くに至ったときは、その委員は失職するものとする。</p>	